

茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定書

水戸市（以下「甲」という。）と東海村（以下「乙」という。）とは、茨城県央地域定住自立圏（以下「定住自立圏」という。）の形成に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、中心市宣言を行った甲と、甲と連携する意思を有する乙が、定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、相互の役割分担の下に定住に必要な生活機能の確保・充実を図るとともに、地域の活性化に努めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割又は機能を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容及び役割分担は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を実施するに当たり生じる費用について、相互の受益の程度を勘案し負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の規定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月5日

水戸市中央1丁目4番1号

甲 水戸市

水戸市長

高橋 靖

那珂郡東海村東海三丁目7番1号

乙 東海村

東海村長

山田 修

別表第1 (第3条関係)

1 医療

初期救急医療の充実	取組の内容	圏域内の初期救急医療の充実を図るため、診療所等に関する情報の共有や適正受診の啓発についてのガイドブックの作成等をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、初期救急医療の充実を図るための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、初期救急医療の充実を図るための各種事業に取り組む。
医師及び看護師等の確保に向けた取組の推進	取組の内容	圏域内の安定的な医療提供体制の維持を図るために、医師の雇用支援や看護師の再就職支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、医師及び看護師等の確保を促進するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、医師及び看護師等の確保を促進するための各種事業に取り組む。

2 福祉

県央地域成年後見支援事業の実施	取組の内容	圏域内の認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するため、県央地域成年後見支援事業に取り組み、成年後見制度の効果的・効率的な運用を図る。
	甲の役割	乙と連携して、市民後見人の養成及び活動支援等の各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、市民後見人の養成及び活動支援等の各種事業に取り組む。

3 産業振興

「いばらき県央地域観光協議会」を通した広域観光の推進	取組の内容	圏域の広域観光を推進するため、回遊性を高めるイベントの開催や各自治体の観光物産のPR等の各種事業を実施する。
	甲の役割	乙と連携して、広域観光を推進するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、広域観光を推進するための各種事業に取り組む。

4 環境

低炭素社会の実現を目指した取組の推進	取組の内容	圏域内における低炭素社会の実現を目指すため、節電をはじめとした温室効果ガス削減につながる取組を推進する。
	甲の役割	乙と連携して、低炭素社会の実現を目指した各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、低炭素社会の実現を目指した各種事業に取り組む。

5 教育

体育施設や図書館などの公の施設の広域利用の推進	取組の内容	圏域内における体育施設や図書館などの公の施設の広域利用を推進するため、利用促進に向けた効果的なPRや利便性の向上を図る事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内の体育施設や図書館などの公の施設の広域利用を推進するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の体育施設や図書館などの公の施設の広域利用を推進するための各種事業に取り組む。

別表第2 (第3条関係)

地域公共交通

圏域全体における公共交通の課題等の調査・研究、取組の推進	取組の内容	圏域住民の日常生活や経済活動に必要な移動手段を確保するため、圏域の公共交通の課題解決策について、調査・研究を行うとともに、公共交通の維持・確保及び利用促進に係る取組を推進する。
	甲の役割	乙と連携して、圏域の公共交通の課題解決策についての調査・研究や公共交通の維持・確保及び利用促進に係る事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域の公共交通の課題解決策についての調査・研究や公共交通の維持・確保及び利用促進に係る事業に取り組む。

別表第3 (第3条関係)

人材育成

職員の能力向上に向けた研修会の合同開催及び相互参加	取組の内容	圏域内の自治体職員の能力の向上を図るために、研修会を合同で開催するとともに、各自治体が開催する研修会への相互参加を推進する。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内の自治体職員の能力向上のために行う研修会の合同開催や、各自治体が開催する研修会への相互参加事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の自治体職員の能力向上のために行う研修会の合同開催や、各自治体が開催する研修会への相互参加事業に取り組む。